

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

新型肺炎外来

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、厚労省は医療体制強化のため、各都道府県に相談センターや、感染の疑いがある人を診察する「帰国者・接触者外来」の設置を要請。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

2/10(月) 大安	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(火) 赤口	建国記念の日
12(水) 先勝	
13(木) 友引	
14(金) 先負	聖バレンタインデー
15(土) 仏滅	
16(日) 大安	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/3(月)	22,972 ▼233	108.62 △0.41
4(火)	23,085 △113	108.93 ▼0.31
5(水)	23,320 △235	109.33 ▼0.40
6(木)	23,874 △554	109.90 ▼0.57
7(金)	23,828 ▼46	109.92 ▼0.02

所得税の確定申告における注意点等

今月17日に令和元年分の所得税の確定申告が始まりますが、次のような誤りなどに注意しましょう。

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。また、健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付する場合は「医療費控除の明細書」の記入を省略できますが、通知に記載されていない保険適用外の医療費などは領収書に基づき記入する必要があります。

◎寄附金控除（ふるさと納税）……ふるさと納税のワンストップ特例を申請している方でも、確定申告を行う場合には特例の適用が受けられないため、全てのふるさと納税の金額を申告する必要があります。

◎雑損控除……災害等で資産に損害を受けた場合は、雑損控除を受けることができますが、生活に通常必要でない資産（貴金属、骨董など）は対象外です。

◎給与以外に副収入等がある場合……年末調整を行った給与所得者でも、ネットビジネスや仮想通貨の売却などによる所得が20万円を超える場合には、確定申告が必要です。なお、医療費控除などの適用のために確定申告をする場合は、20万円以下の所得であっても申告が必要です。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税特例を適用している場合は、特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて住宅ローン控除額を計算します。また、新居に入居した年及びその前後2年において、以前に居住していた住宅の売却などで譲渡所得の課税特例（3千万円特別控除、買換え特例など）を適用している場合、住宅ローン控除は適用できません。

■この記事の詳細は、情報BOX201506

外国人労働者は約166万人で過去最高を更新

外国人労働者を雇用する事業主には、雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています（本年3月1日以降に雇入れ・離職をした外国人労働者の届出には在留カード番号の記載が必要となります）。

厚労省がまとめた外国人雇用の届出状況（令和元年10月末現在）によると、外国人労働者数は約165万9千人（前年比13.6%増）、外国人雇用事業所数は約24万3千事業所（同12.1%増）となり、ともに過去最高を更新しました。また、外国人雇用事業所数の約6割を「30人未満」の事業所が占めています。

令和2年度の協会けんぽの保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和2年度の保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率については、全国平均で10%に据え置きとなりますが、45支部で改定（引上げ21支部、引下げ24支部）されます。

また、40歳～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.79%（現行1.73%）に引上げとなります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

所得税の確定申告をする際の注意点等

◆申告の際に多い誤りや注意点等

◎医療費控除の計算誤り

・高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として、支払った医療費の額から差し引きます。

・健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付した場合は、明細書の記入を省略できますが、医療費通知には窓口で支払った全ての医療費が記載されているわけではなく、保険適用外の費用などは含まれていません。記載されていない医療費がある場合は、領収書を基に明細書に記入します。

◎寄附金控除の適用漏れ

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、確定申告をする場合や、寄附先が5団体を超える場合は、特例が適用されないため、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。

◎住宅ローン控除の適用誤り

・住宅取得等資金の贈与について贈与税の非課税特例の適用を受けている場合には、住宅ローン控除額の計算において、その特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

・入居した年分及びその年の前後2年分（計5年分）の間に、居住用財産を売却等して譲渡所得の課税の特例を受けた場合※は、住宅ローン控除の適用を受けることができません。

※譲渡所得の課税の特例を受けた場合とは、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）、居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円の特別控除）特定の居住用財産の買換え等の特例、既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の特例のいずれかの適用を受ける場合をいい、新居に住み始めた年分に住宅ローン控除の適用を受け、その翌年又は翌々年中にその新居を売却して特例の適用を受ける場合を除きます。

◎国外所得の申告漏れ

居住者（非永住者以外の者）は、海外で得た所得（海外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付・譲渡による収益など）を合わせて申告する必要があります。

◎副収入の申告漏れ

・年末調整が済んでいる給与所得者であっても、*ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得（生活に使用した資産の売却による所得は非課税）、*自家用車などの貸付けによる所得、*ホームページの作成やベビーシッターなどの役務の提供による所得、*仮想通貨の売却等による所得など、給与所得以外に20万円を超える所得を得ている場合には、確定申告が必要です。

・医療費控除などの適用のため確定申告をする場合は、20万円以下であっても申告が必要です。

◎一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから満期金や一時金を受け取った場合は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で確認します。

◎地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料については適用されませんが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等については地震保険料控除の対象です。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

◎寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ

夫（妻）と離婚や死別した一定の方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

◎上場株式等に係わる譲渡損失の繰越控除の適用

売却がなかった年も、譲渡損を翌年へ繰り越すための申告が必要です。

◎マイナンバーの記載等

・確定申告書には、申告する本人の「マイナンバーの記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です（e-Taxで送信する場合は本人確認書類の提示又は写しの提出は不要）。

・確定申告書に、配偶者・扶養親族・事業専従者について記載する場合には、マイナンバーの記載も必要です（本人確認書類の提示又は写しの添付は不要）。